

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部 まなび課

法令名	社会教育法			法令番号	昭和24年法律第207号		
手続名	社会教育主事の資格			根拠条項	第9条の4		
審査基準	文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う社会教育主事講習を修了した者で、次の各号の一に該当する者は社会教育主事の資格を認定する。 1 社会教育主事補の職又は官公署、学校、社会教育施設若しくは社会教育関係団体における職を4年以上経験しているもの 2 学校教育法第1条に規定する学校の教職員（非常勤を除く）又は専修学校の校長、教員を4年以上経験しているもの 3 前2号に相当するものとして県教育委員会が認めるもの						
	受付機関	まなび課	処理機関	まなび課	交付機関	まなび課	標準処理期間 14日 標準経由期間 日